

令和7年度版「民間事業者との共創プロジェクト」の推進

地方共同法人日本下水道事業団 事業統括部 上席調査役

この みやぶ
河野 雅

1. はじめに

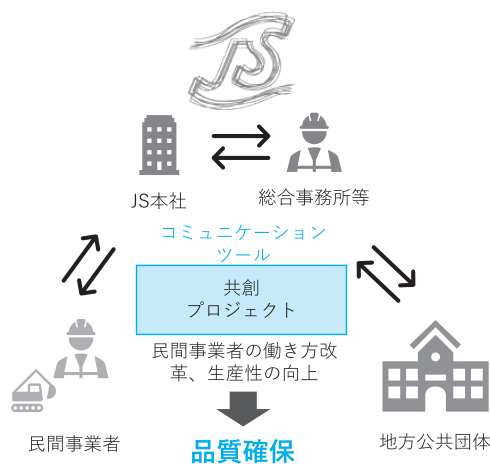
地方共同法人日本下水道事業団（JS）は，日本の下水道事業が直面する多岐にわたる課題，例えば施設の老朽化，人口減少に伴う事業規模の縮小，建設業界全体の技術者の高齢化と担い手不足，働き方改革への対応などについて，民間事業者と共有し互いに解決することを目指した「民間事業者との共創プロジェクト」を，令和5年12月より強力に推進しています。

このプロジェクトは，地方建設業協会等の民間事業者との継続的な意見交換を通じて得られる意見・要望を踏まえ内容を見直すことにより，建設業の課題解決と工事の品質確保につなげることを目的としています（図－1）。

共創プロジェクトは，民間事業者が抱える課題への対応（1. 働き方改革の推進，2. 生産性向上の推進，3. 担い手の育成・確保）とJS工事の魅力向上の取り組みをパッケージ化し，それぞれの分野で具体的な施策を推進しています。

2. 令和7年度の新たな取り組み

令和7年度は，前年度に実施した民間事業者と



図－1 共創プロジェクトの目的概念図

の意見交換の結果を踏まえ，4月，6月，1月の3回にわたって，取り組みの強化を図ることとしました（図－2）。

4月は生産性向上の推進と担い手の育成・確保に加えJS工事の魅力向上について，6月は担い手の育成・確保とJS工事の魅力向上について取り組みました。1月は働き方改革の推進について，新たな取り組みを推進していきます。

(1) 働き方改革の推進

建設業界は，慢性的な人手不足，技術者の高齢化，そして長時間労働が常態化しているという構造的な課題を抱えています。特に，令和6年4月1日から適用された時間外労働の上限規制は，業界全体にとって大きな転換点となりました。この

民間事業者との共創プロジェクト【令和7年度】

令和7年11月版

○ 令和6年度に実施した民間事業者との意見交換の結果を踏まえ、民間企業の働き方改革の推進とJS工事の魅力向上等の取組をパッケージ化した「共創プロジェクト」の取組を強化推進

※「共創プロジェクト」は、下水道事業を支えるJSの重要なパートナーである民間事業者における働き方改革や担い手の育成・確保等の課題について共有し互いに解決することを目指すものとして令和5年12月に公表。

黒文字：令和6年度までに実施した取組 青文字：令和6年度に引き続き拡充する取組 紺文字：令和7年度に実施した取組 紺文字（下線）：令和8年1月19日から実施する取組

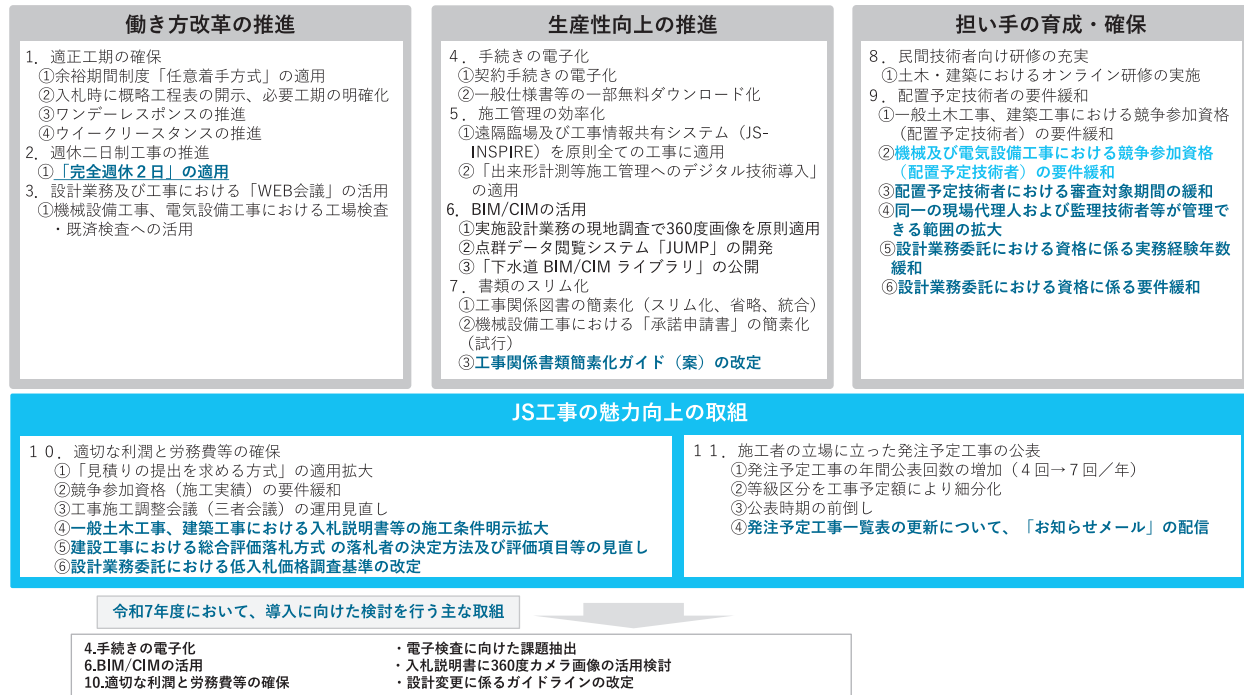


図-2 令和7年度の共創プロジェクト

規制は、労働者の健康と福祉を守るための重要な措置である一方で、工期の遵守や事業継続性への影響も懸念されています。

JSは、これらの課題に正面から向き合い、週休2日を確保しつつ適正工期を設定するなど、働き方改革を最優先課題の一つとして位置付けています。今年度は、次の施策を予定しています。

① 「完全週休2日（土日）」の適用（令和8年1月）

JSは、工事の品質を維持しつつ労働者の負担を軽減するために、適正な工期設定と週休2日制の導入を積極的に進めています。これまで、月単位の週休2日制を適用していましたが、民間事業者の働き方改革をさらに推進するため、原則、受注者希望方式として、令和8年1月19日以降に公告する全ての工事に「完全週休2日（土日）」を適用します（図-3）。

		令和8年1月19日以降に公告する工事に適用			
発注方式		受注者希望方式			
対象工事	週休2日制	全ての工事を対象　ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く 1)配置予定技術者の配置予定期間が著しく短い工事 2)現場閉所が馴染まない工事 3)施工期間に制約がある工事 4)発注方式が設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）である工事			
	週休2日交替制	「週休2日制工事」による現場閉所が馴染まない土木工事			
積算方法		当初の予定価格に完全週休2日の達成を前提とした場合の補正係数を各経費に乗じる。現場閉所の達成状況（週休2日交替制の場合は、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率）を確認後、完全週休2日に満たないものはその達成状況に応じて請負代金額を変更する。			
		例　完全週休2日（土日）の補正係数（土木工事の場合）			
		現場閉所率	完全週休2日（土日）適用工事	月単位の週休2日適用工事（4週8休以上）	週期の週休2日適用工事（4週8休以上）
		労務費	1.02	1.02	—
		共通仮設費率	1.02	1.01	
現場管理費率等	1.03	1.02			
成績評価	週休2日制	—			
	週休2日交替制				

図-3 工事の完全週休2日（土日）への対応

(2) 生産性向上の推進

限られた資源（人，モノ，金，時間）を、より効率的に活用し、最大の効果を発揮するためには、生産性の向上が不可欠です。デジタル技術の活用や書類のスリム化を通じて、施工プロセスの

抜本的な見直しと効率化を図っています。今年度は、次の施策を推進しています。

① 工事関係書類簡素化ガイド（案）の改定（令和7年4月）

JS 職員が工事記録写真を電子データで確認することで、工事記録写真帳の印刷回数を削減する具体例を追記しました。また、発注者側からの誤った指摘事例と、それに対する工事関係書類簡素化ガイド（案）に基づいた対応について記載しました。

土木・建築工事において、工事関係書類の簡素化（スリム化，省略，統合）を推進し，例えば，複数の報告書で共通する情報は1回の入力済ませられるようにしたり，写真管理をデジタル化して台帳作成の手間を省いたりするなどの工夫を凝らし，工事関係書類全体の約26%について簡素化を達成しました。

これにより，現場技術者が本来の業務である施工管理に集中できる時間を増やし，生産性向上に寄与するものと考えています。

(3) 担い手の育成・確保

下水道事業を支える民間事業者における技術者の高齢化と若手技術者の不足は，将来的な下水道事業の継続にも大きな影響を与える深刻な課題です。JS は，多様な人材が下水道事業に参入し，活躍できる環境を整備することで，持続可能な担い手の育成と確保を目指しています。今年度は，次の施策を推進しています。

① 機械設備工事および電気設備工事における競争参加資格（配置予定技術者）の要件緩和（令和7年4月）

前年度の一般土木工事・建築工事における競争参加資格（配置予定技術者）の要件緩和に引き続き，大部分の機械設備工事および電気設備工事の主任（監理）技術者に求める現場工事経験について，下水道法上のポンプ場または処理場に係る機械（電気）設備工事，または公共施設で請負工事

が2,500万円以上の機械（電気）設備工事の工事経験に緩和しました。

設計担当技術者についても，機械設備工事では実務年数を短縮するとともに参加資格要件に下水道技術検定（第1種・第2種）および技術士（機械部門）を追加しました。また，機械設備工事および電気設備工事において，工事内容によっては設計経験を求めないこととし，若手技術者等が参加しやすい環境を整備しました。

② 配置予定技術者における審査対象期間の緩和（令和7年4月）

機械設備工事および電気設備工事を対象に，配置予定技術者が審査対象期間中に，出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得した場合は，原則として，休業期間に相当する期間を審査対象期間に加えることとしました。これにより，休業期間分をさかのぼって審査対象とできるため，公平な審査に寄与するものと考えています。

③ 同一の現場代理人および監理技術者等が兼務できる条件の制定および明確化（令和7年4月）

現場代理人については，次のとおり兼務条件を制定・明確化しました。

1) 常駐規定の緩和

常駐規定を緩和できる対象を拡大し，常駐を必要としない期間に加え，JS 発注工事，または国，都道府県および市町村発注工事のうち，当該発注機関の契約担当者が常駐規定の緩和を認めた工事も対象としました。

2) 2件までの兼務

現場代理人が2件まで兼務できる場合として，次の全ての条件を満たす場合としました。

- a. 主任技術者を専任で配置する必要のない工事においては，工事現場相互の距離が10 km 程度までの場合
- b. 主任技術者を専任で配置する工事のうち同一の主任技術者の兼務が認められた工事においては，工事現場相互の距離が10 km 程度までの場合

- c. 監理技術者を専任で配置する JS 発注工事のうち，同一の事業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって，かつ，それぞれの工事の対象が同一の建築物または連続する工作物である場合

また，監理技術者については，次の条件を全て満たす場合，兼務可能としました。

- d. 同一または別々の発注者が同一の事業者と締結する，契約工期が重複する複数の請負契約に係る工事であること
- e. それぞれの工事の対象が同一の建築物または連続する工作物であること
- f. 全ての発注者から，当該工事を同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得ていること

④ 設計業務委託における資格に係る実務経験年数緩和（令和 7 年 6 月）

令和 7 年 6 月 1 日以降の公告から，処理場・ポンプ場の設計において，各職種で卒業学科ごとに実務経験年数を緩和しました。また，建築職種の照査技術者においても実務経験年数を緩和しました。

⑤ 設計業務委託における資格に係る要件緩和（令和 7 年 6 月）

基本計画策定業務において，管理技術者の資格要件に技術士に加え RCCM（下水道）を，担当技術者の資格要件に技術士に加え下水道技術検定第 1 種を，それぞれ追加し，いずれかを有する者となりました。また，建築職種の担当技術者については，技術士の資格要件を不要とする緩和措置を講じました。

(4) JS 工事の魅力向上

民間事業者が JS 工事に積極的に参入し，その技術力やノウハウを最大限に発揮してもらうためには，JS 工事自体の魅力を高めることが不可欠です。JS は，適正な利潤の確保や入札制度の透

明性向上を通じて，民間事業者が安心して参画できる環境を整備しています。今年度は，次の施策を推進しています。

① 一般土木工事，建築工事における入札公告段階での条件明示の拡充（令和 7 年 4 月）

一般土木工事では，国土交通省の工事工種体系に移行し，設計書を JS 独自の階層構成から国土交通省の工事工種体系に準ずる階層構成に，金抜設計書を工事数量総括表に改定し，見積参考資料に積算条件を全て明示することにしました。

また，建築工事では，参考数量を明細書から見積参考資料に改め，積算条件の明示を拡充しました。

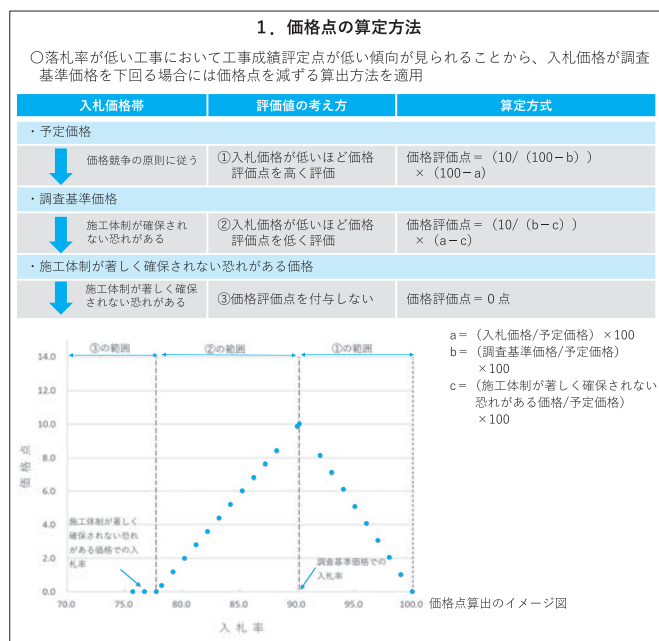
入札に参加する事業者が，工事内容や条件を正確に理解することは，適切な見積もりを提出するために不可欠です。JS は，入札公告の段階で，見積参考資料に積算条件を明示することを徹底します。これには，使用する資材の仕様，施工方法の制約，現場の特殊な条件，安全対策に関する要件などが含まれます。

これにより，事業者は入札前に工事の全体像を詳細に把握することができ，不確実性を排除した上で，より正確で適切な見積もりを提出することが可能になり，入札参加へのハードルを下げ，公正な競争を促進する効果も期待されます。

② 建設工事における総合評価落札方式の落札者の決定方法および評価項目等の見直し（令和 7 年 4 月）

価格点の算定方法では，過去の落札率が低い工事において工事成績評定点が低い傾向が見られることから，入札価格が調査基準価格を下回る場合には価格点を減ずる算出方法を適用しました。また，評価項目では，技術提案，企業の施工能力・信頼性・社会性，配置予定技術者の施工能力について評価基準の見直しを行いました（図－4）。

③ 発注予定工事一覧表の更新について，「お知らせメール」の配信（令和 7 年 4 月）



図－4 建設工事における総合評価落札方式の落札者の決定方法及び評価項目等の見直し

令和2年7月より運用を開始している「入札公情報メール配信サービス」を希望する事業者に向けて、JS ホームページでの発注予定工事の公表（年7回予定）に合わせて、発注予定工事が更新されたことの「お知らせメール」の配信を開始しています。

これにより、発注予定工事の最新公表情報を適時に得られ、タイムリーかつスピーディーな情報提供につながる事が期待できます。

④ 設計業務委託における低入札価格調査基準の改定（令和7年6月）

民間事業者の適切な利潤の確保のため、低入札調査基準価格の算定に使用する諸経費の算定率および調査基準の設定範囲を改定し、令和7年6月1日以降の公告に適用しています。

3. 共創プロジェクトの進捗状況とこれまでの効果

今年度、導入に向けた検討を行う主な取り組みとして、電子検査に向けた課題抽出、入札説明書に360度カメラ画像の活用検討、設計変更に係るガイドラインの改定の3点があります。現在、そ

2. 評価項目と評価基準	
2.1 技術提案の評価項目及び評価基準	・技術提案及び施工計画の技術提案を評価できるよう見直す
2.2 企業の施工能力等に関する評価項目	
評価項目	改定内容
企業の工事成績	・工事成績評定点（平均点）の付与を60点以上から70点以上に見直す
優良工事表彰・優良施工業者	・一般土木工事及び建築工事については、表彰実績の評価対象を当該委託団体、当該委託団体が所在する都道府県・国土交通省地方整備局等まで拡大
「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事	・施工計画審査型及び技術提案審査型では、一般土木工事及び建築工事について「労務費見積り尊重宣言」を公表している企業を評価
若手技術者（40歳以下）又は女性技術者の配置及び資格	・資格取得・継続教育への取組を評価
2.3 企業の信頼性・社会性	
	改定内容
委託団体との災害協定又は災害活動実績	・災害活動の実績について下水道施設に限らず河川、道路等まで評価対象を拡大
2.4 配置予定技術者の施工能力	
	改定内容
工事成績	・工事成績評定点（平均点）の付与を65点以上から70点以上に見直す
3. その他	
3.1 技術者の審査対象期間の緩和	

注）各工事の具体的な評価項目と評価基準については、入札説明書で確認してください。

れぞれ試行・検討を実施中であり、今後、導入あるいは改定の判断を行うことになります。

共創プロジェクトの効果を把握するため、令和7年5～6月にJS工事受注者アンケート（377名回答）を実施、次にその結果の概略を示します(図－5)。

共創プロジェクトの認知度は36%にとどまっています。

発注工期は、「短かった」が45%を占め、他工事との調整不足や設計内容の問題点の指摘もありました。

週休2日の達成率は82%、ワンデーレスポンスの遵守は82%、設計変更協議が「円滑に行われた」が81%と高い評価を得たと捉えています。

また、令和7年4月に改定した、工事関係書類の簡素化ガイドの認知度は66%、分かりやすさについては「分かりやすい」、「とても分かりやすい」が89%を占めています。

アンケートの結果に示された達成度をさらに向上させるべく、JS内への結果の周知と共創プロジェクトの再周知を行っており、JS全社を挙げて取り組んでいます。

また、令和7年度も前年度に引き続き、各地方建設業協会との意見交換を継続実施しており、共

JS 工事に関するアンケート調査結果【JS 工事受注者】

- アンケートは、「共創プロジェクト」の各取組について認知度・達成状況等を把握することを目的に実施。
 ・調査対象者：JS工事（現在施工中、約700件）の受注担当者（主任（監理）技術者、現場代理人及び営業担当等）。
 ・調査方法：JS-INSPIREに設けたアンケートページにアクセスして回答（回答期間：令和7年5月20日～6月6日）。

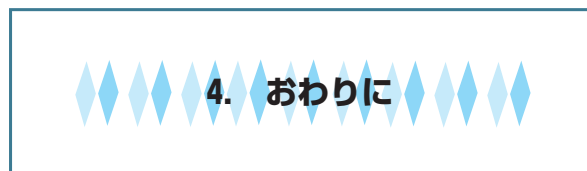
《アンケート結果（概要）》

○回答者数：377名※ ・工事種別：土木工事74名（20%）、建築工事22名（6%）、機械設備工事140名（37%）、電気設備工事141名（37%）。 ・職位：主任（監理）技術者62名（16%）、現場代理人222名（59%）、営業担当52名（14%）、その他41名（11%）。	
①共創PJの認知度 知っている：136名（36%） 知らない：241名（64%） ②工期設定 適切だった：198名（53%） 短かった：171名（45%） 長かった：8名（2%） （不足する日数に関する発注者との協議） ・不足日数の報告後、速やかに協議が行われて工期延期が十分に認められた：71名（42%） ・不足日数の報告後、継続的に協議を重ねることにより十分な工期延期が認められた：69名（40%） ・発注者と協議したが、十分な工期延期が認められなかった：31名（18%） ③工事関係書類の簡素化ガイドの認知度 見ている：250名（66%） 見ていない：127名（34%） ④ワンデーレスポンスの遵守 遵守された：90名（24%） 概ね遵守された：221名（58%） あまり遵守されなかった：56名（15%） 全く遵守されなかった：10名（3%） ⑤ウィークリースタンスの遵守 遵守された：95名（25%） 概ね遵守された：214名（57%） あまり遵守されなかった：38名（10%） 全く遵守されなかった：30名（8%）	⑥入札公告時に添付する概略工程表の認知度（土木工事・建築工事） 知っている：44名（46%） 知らない：52名（54%） ⑦週休2日の達成 達成：308名（82%） 未達成：69名（18%） ⑧他機関と比較した工事関係書類の簡素化の取組 進んでいる：90名（24%） 同程度である：199名（53%） 進んでいない：88名（23%） ⑨設計変更協議 とても円滑に行われた：44名（12%） 円滑に行われた：261名（69%） あまり円滑に行われなかった：47名（12%） 円滑に行われなかった：25名（7%） ⑩スライド条項に基づく適切な変更 設計変更された：157名（42%） 設計変更されなかった：220名（58%） （スライドを適用する際の課題や改善策（発注者への要望）） ・手続きの簡素化：162名（51%） ・書類の削減：94名（29%） ・発注者側の対応（スライド条項に関する理解等）：49名（15%） ・その他：16名（5%）

※ 現在施工中のJS工事の受注担当者の任意回答であり、工事件数とは一致しない

図ー5 JS 工事受注者アンケート結果（令和7年5～6月実施）

創プロジェクトへの賛同と一定の評価をいただいています。



JSの共創プロジェクトは、民間事業者が抱える課題解決に向け連携を強化することで、さまざまな解決策を生み出し、持続可能な未来を築くことを目指しています。共創プロジェクトの各施策

が密接に関連し合い、相乗効果を生み出すことで、下水道事業全体のレジリエンスを高めています。

これらの取り組みは、建設業界全体の労働環境の改善、地域経済の活性化、社会への貢献といった広範な影響をもたらしています。JSは、これからも民間事業者との対話を深め、新たな共創の形を追求することで、健全な水環境、安全な社会、そして豊かな未来の実現に向けて、その役割を果たし続けていきます。